

【水俣市】
ネーミングライツパートナー募集要項



SDGs 未来都市
みなまた

総務企画部 市長公室 政策調整係

1 募集の趣旨

水俣市は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が所有する施設に対するネーミングライツパートナーを募集します。

2 募集主体

水俣市

3 ネーミングライツの概要

(1) 定義

ネーミングライツとは、契約により市の施設等の名称に企業名や商品名等を冠した愛称を付与させる代わりに、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価を得て、導入目的に資するものです。

(2) 運用

ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例に規定されている施設の名称は変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとします。

4 愛称

(1) 愛称の表記

愛称は、公共施設にふさわしいものであって、親しみやすい呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものとします。企業ロゴのデザインは、ネーミングライツパートナーが権利を有する登録商号であるものに限り使用することができます。愛称の掲出場所は、提案内容や双方の協議により決定します。

(2) 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

ア 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの

イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ウ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

エ 政治性又は宗教性のあるもの

オ 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの

カ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

(3) 愛称の変更

市民や施設利用者等の混乱を避けるため、市長が特に必要と認める場合を除き、契約期間内の愛称の変更はできません。

5 ネーミングライツパートナーへの特典（付帯権利）

(1) 「広報みなまた」や水俣市ホームページ等における施設名称の記載には、原則として愛称を使用します。なお、愛称とともに市が定めている施設名称を併記する場合があります。

(2) ネーミングライツパートナーのホームページ等で、対象施設のネーミングライツパートナ

一であることを広報することができます。

(3) 市と協議の上、愛称を表示した看板を設置することができます。

(4) 施設の設置又は利用目的に反しない範囲において、対象施設にて、商品等のPRをすることができます。

(5) その他付与する特典については、別途協議の上決定するものとします。

※指定管理者制度導入（予定）施設については、対象施設所管課・現指定管理者と特典内容について協議を行うものとします。

6 ネーミングライツパートナーの申込方法等

(1) 申込方法

次の書類により、提案してください。

①水俣市ネーミングライツ事業申込書（別記第1号様式）

添付書類：

- ・ 国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類（納税証明書等）
- ・ 法人の概要を記載した書類
- ・ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
- ・ 法人の登記事項証明書及び役員一覧
- ・ 印鑑証明書
- ・ 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに類する書類

②水俣市ネーミングライツパートナー申込みに係る誓約書（別記第2号様式）

(2) 受付期間

令和7年5月1日（木）から6月2日（月）まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

持参の場合の受付時間は、土日祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までです。

(4) 応募資格

ネーミングライツに応募できる「民間事業者等」は、法人格を有する団体とし、次に掲げるものを除きます。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

②水俣市から入札参加停止措置を受けているもの

③国税及び地方税を滞納しているもの

④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生又は再生手続きをしている法人（ただし、更生計画又は再生計画が裁判所に承認された場合を除く。）

⑤法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している団体

⑥公序良俗に反する事業を行う団体

⑦政治性又は宗教性のある事業を行う団体

⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う団体

⑨指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合す

る団体（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業は除く。）

⑩その他、本市のネーミングライツパートナーとして不適当と認められる団体

（５）費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

7 提案内容

次の施設について提案してください。

（１）水俣市立総合体育館（本館）

（２）水俣市文化会館

※各施設の詳細については「（別添１）導入対象施設概要」をご覧ください。

内容	条件	備考
愛称	愛称（案）を３つ提案してください。	
ネーミングライツ料	対象施設の利用状況、市内外への訴求効果等、広告価値を見定めたうえで、希望するネーミングライツ料（対価）を提案してください。	消費税及び地方消費税は別途 ※ネーミングライツ付与の対価は金銭のほか、施設で利用可能な製品等の提供や役務（サービス）の提供なども対象とします。
契約期間	原則、３年以上１０年以内とする。	指定管理者制度導入施設は、現指定管理の期間を考慮し、適切な期間設定とします。
付帯提案	施設等の魅力を向上させる応募者自身が実施可能な提案等がありましたら、記載してください。	付帯提案なしでも応募は可能です。

8 質問事項の受付

募集要項に関する質問事項の受付を行います。質問がある場合は、「（別添２）募集要項に関する質問書」を御記入のうえ提出してください。

受付期間 令和７年４月１日（火）から４月１５日（火）

提出先 総務企画部市長公室政策調整係

※メール（seisaku@city.minamata.lg.jp）へ送信ください。

※メール件名を「（質問事項）水俣市ネーミングライツ事業」としてください。

回答 令和７年４月２３日（水）以降に市のホームページへ掲載します。

9 審査方法等

(1) 審査方法

市が設置する「ネーミングライツパートナー審査委員会」で提案内容について導入の可否を審査します。導入可能と判断された場合、提案者を優先交渉権者に決定します。

優先交渉権者とは、応募者のうちネーミングライツパートナーとして適格であり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して市が契約交渉を行う団体とのことをいいます。

(2) 審査基準

対象施設の設置目的やイメージとの整合性、市民にとってのわかりやすさや、ネーミングライツ料、契約期間、応募者の経営状況、付帯提案の内容等との整合性等を総合的に勘案し、審査します。

(3) 審査結果の通知

審査後、提案者に通知するとともに、選定された優先交渉権者を市のホームページなどで発表します。

(4) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

優先交渉権者との協議が整った場合は、当該団体をネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

10 費用負担

対象施設内外の看板表示等の変更、契約期間終了後の原状回復に要する費用については、ネーミングライツパートナー側の負担とします。

市のパンフレット等の印刷物や市のホームページの表示については水俣市が対応します。

11 契約の解除

(1) ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等があった場合

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合、市は契約期間満了を待たず契約を解除できることとします。

この場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、ネーミングライツ料も返還しません。

(2) 災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由の場合

災害その他の不可抗力等、双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合、市は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りによる計算の上、ネーミングライツパートナーに速やかに返還することとします。

この場合における、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーが負担するものとし、返還します。

(3) ネーミングライツ料が物品・役務等の提供である場合

契約解除の理由を問わず、物品についてはネーミングライツパートナーに返還します。役務については、契約解除時まで提供していただくこととし、既に履行済みの役務に関して、市は返還の義務を負わないものとします。

12 契約の満了

市は契約期間満了までに、当該施設について、ネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称が頻繁に変更となることを避けるため、ネーミングライツの契約更新施設においては、現ネーミングライツパートナーは優先的に交渉する候補者となることができます。更新時においても、ネーミングライツ導入審査委員会での審査を実施します。

13 原状回復

契約期間終了後または本契約解除後 30 日以内に看板等における愛称、ロゴマーク等を現状回復するものとする。

14 お申込み・お問合せ先

(1) 水俣市立総合体育館（本館）

水俣市 産業建設部 スポーツ推進課 スポーツ交流推進室

担当：山下

〒867-8555 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1 番 1 号

TEL：0966-83-9700（直通）

E-Mail：yamasita-y@city.minamata.lg.jp

(2) 水俣市文化会館

水俣市教育委員会事務局教育課生涯学習室

担当：山内

〒867-8555 熊本県水俣市陣内 1 丁目 1 番 1 号

TEL 0966-61-1639（直通）

E-Mail：syogai@city.minamata.lg.jp

別添 1 _ (1)

導入対象施設

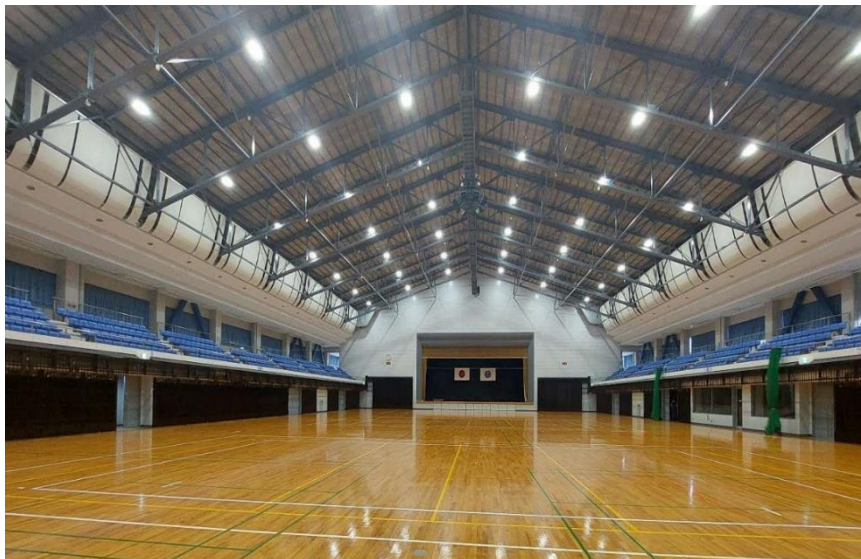
1 施設名称	水俣市立総合体育館（本館）
2 所在地	熊本県水俣市中央公園 1 番地
3 施設の設置 目的、役割等	市民の健康増進及びスポーツの普及振興
4 施設の沿革	(1) 竣工時期 : 平成 9 年 (1997 年) 6 月 (2) 構造等 : 鉄筋コンクリート、3 階 (3) 敷地面積 : 5,963 m ² (4) 延床面積 : 13,485 m ²
5 施設内容、 規模等	・大アリーナ、小アリーナ ・ジョギングコース、トレーニングルーム、温水プール ・事務室、会議室 A、B、C ※詳細については「参考資料 1」のとおり
6 使用料	※「参考資料 2」のとおり（減免規則有）
7 現在の管理 体制	指定管理（公益財団法人水俣市振興公社）
8 年間利用者 数	令和 5 年度実績 延べ 113,092 人/年 令和 6 年度実績 延べ 86,151 人/年 ※（令和 7 年 2 月末現在） ※令和 7 年度の主な利用計画は「参考資料 3」のとおり
9 開館時間等	(1) 休館日 : ・12月28日から翌年1月4日まで ・月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律昭和23年法律第178号第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。）とする。 (2) 開館時間 : 午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分
10 法令等の規 定	・水俣市体育施設条例 ・水俣市体育施設条例施行規則 ・水俣市体育施設等使用料減免規則
11 施設 H P	http://www.mina-gym.sakura.ne.jp/
12 問合せ先	課・係名 : 産業建設部スポーツ推進課スポーツ交流推進室 担当者氏名 : 山下良紀 電話番号 : 0966-83-9700 メールアドレス : yamasita-y@city.minamata.lg.jp
13 備考	当施設は、令和 5 年度大アリーナ空調設備、令和 6 年度に小アリーナ空調設備を整備しました。大小アリーナの空調設備の整備は珍しく、今後、県内外から利用者が大幅に増えることが見込まれます。

希望契約金額 (円/年)	2, 0 0 0, 0 0 0 円/年 以上
-----------------	------------------------

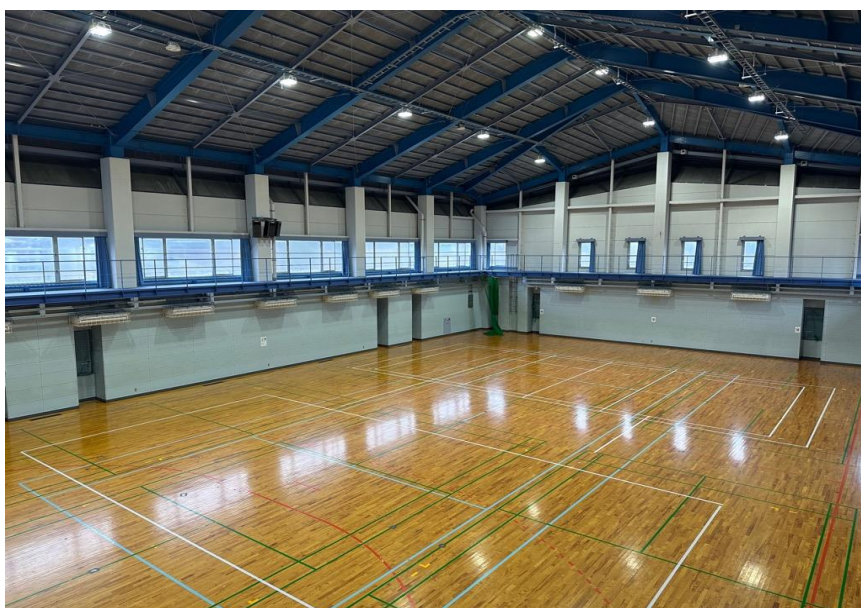
施設設備等概要



施設外観



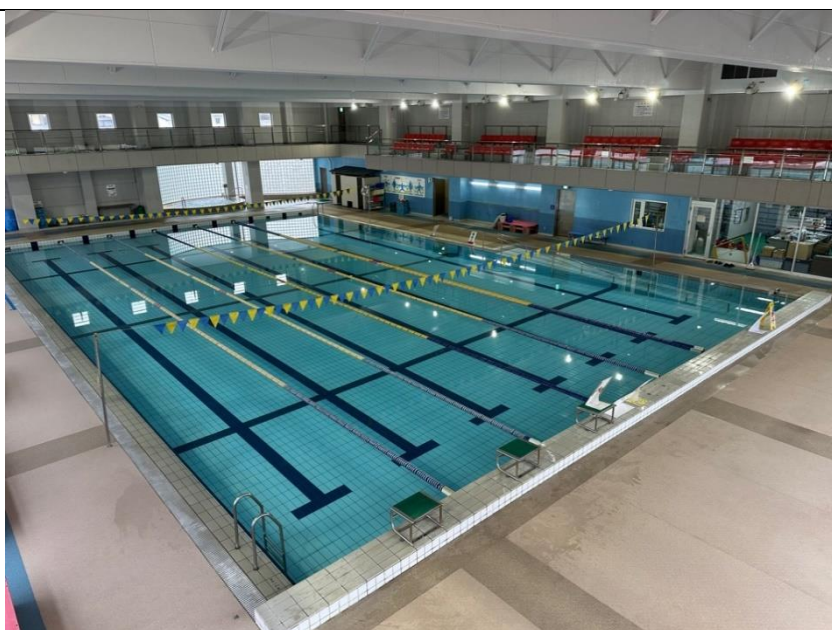
大アリーナ



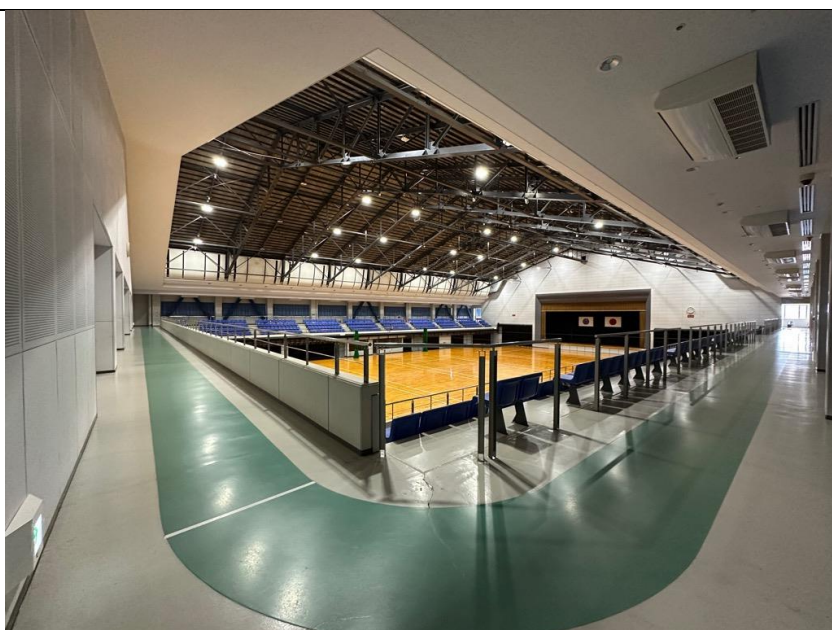
小アリーナ



トレーニングルーム



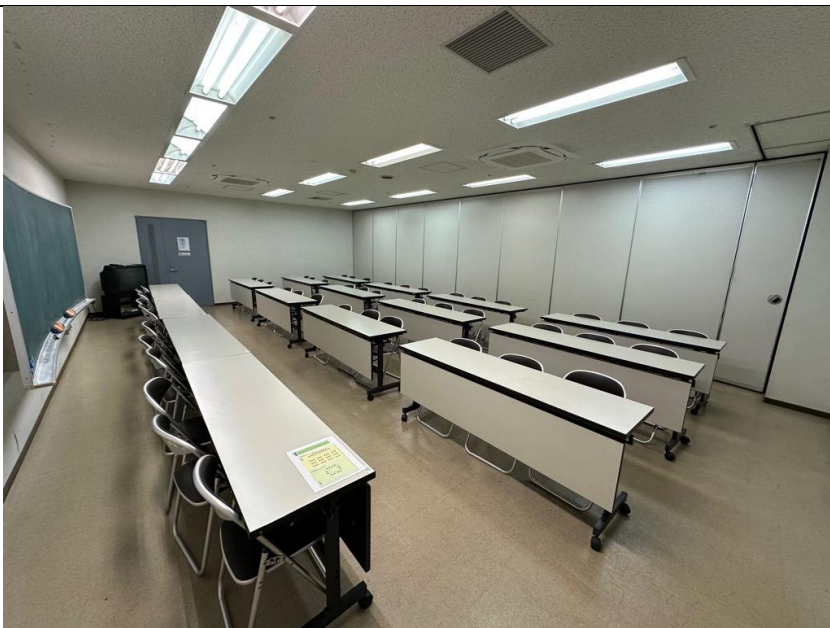
温水プール



ランニングコース



会議室 A



会議室 B



会議室 C

【参考資料２】 水俣市立総合体育館

区分	施設使用区分			利用単位・使用者区分等		使用料金
大アリーナ	全面使用	使用者が入場料金等を徴収しない場合（１時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,230円	
				一般	2,450円	
			その他の目的	全使用者	4,900円	
		使用者が入場料金等を徴収する場合（１時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	3,680円	
				一般	4,900円	
			その他の目的	全使用者	9,800円	
	部分使用	１台又はコート１面１時間当たり	卓球台	高校生以下	130円	
				一般	250円	
			バドミントンコート	高校生以下	190円	
				一般	310円	
			バレーボール・テニスコート	高校生以下	370円	
				一般	620円	
		バスケットボール・ハンドボールコート	高校生以下	490円		
		一般	740円			
	放送設備一式			１回当たり		620円
	冷暖房料（１時間当たり）	全面及び観客席	スポーツ大会・合宿	全使用者	4,400円	
			その他の目的	全使用者	8,800円	
全面		スポーツ大会・合宿	全使用者	2,000円		
		その他の目的	全使用者	4,000円		
半面		スポーツ大会・合宿	全使用者	1,000円		
		その他の目的	全使用者	2,000円		
小アリーナ	全面使用	使用者が入場料金等を徴収しない場合（１時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	620円	
				一般	1,230円	
		その他の目的	全使用者	2,450円		
			使用者が入場料金等を徴収する場合（１時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,840円
		一般		2,450円		
	その他の目的	全使用者	4,900円			
		部分使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は大アリーナと同じ			
放送設備一式			１回当たり		620円	
ジョギングコース		１時間当たり		高校生以下	50円	
				一般	100円	
		回数券（12回）		高校生以下	500円	
				一般	1,000円	
会議室		１室１時間当たり			250円	
		冷暖房料（１室１時間当たり）			250円	
トレーニングルーム	一般利用	２時間当たり	個人	中学生、高校生	150円	
				一般	300円	
			団体（10人以上）	中学生、高校生	10人まで1,000円 １人増すごとに100円	
				一般	10人まで2,500円 １人増すごとに250円	
	定期利用	個人定期券（２箇月）	中学生、高校生	2,500円		
			65歳以上	3,500円		
			一般	5,000円		
	回数券（12回）		中学生、高校生	1,500円		
一般			3,000円			
温水プール	一般利用	２時間当たり	小学生以下（ただし、小学生未満は保護者同伴とする。）		100円	
			中学生、高校生		150円	
			一般（保護者を含む。）		300円	
	定期利用	個人定期券（２箇月）		小学生以下	2,000円	
				中学生、高校生	2,500円	
				65歳以上	3,500円	
				一般	5,000円	
		回数券（12回）		小学生以下	1,000円	
				中学生、高校生	1,500円	
				一般	3,000円	
	専用使用	全面	１時間当たり	高校生以下	1,050円	
				一般	2,050円	
		部分	１コース１時間当たり	全使用者	550円	
放送設備一式			１回当たり		650円	

水俣市スポーツ協会

年	月	日	～	月	日	事業名	加盟団体名	会場及び使用時間帯	参加者数(見込)	
										うち市外
7	4	19				緒方旗争奪水俣三社祭少年剣道大会	剣道連盟	総合体育館(大) 8:00～16:00	250	220
7	4	20				春の総合選手権	バレーボール協会(ソフトバレー)	総合体育館(大) 8:30～13:30	60	
7	4	26	～	4	27	消防点検(雨天時のみ)	水俣市	総合体育館(大) 26日準備18:00～21:00 27日大会 8:30～17:00	60	
7	4	27	～	11	23	スペシャルオリンピックスの協力	水泳協会	総合体育館温水プール 第4日曜日実施 10:00～11:00	10	
7	5	3	～	5	4	県内高校生バレーボール練習会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～16:30	300	290
7	5	8	～	6	26	フットサル春季リーグ	サッカー協会	総合体育館(小) (19:30～21:30)	60	
7	5	9				全九州高校男子春季大会ソフトボール大会	ソフトボール協会	総合体育館 会議室A,B,C 13:00～14:00 総合体育館(小)15:00～18:00	100	
7	5	18				水俣市ふれあい卓球大会	卓球協会	総合体育館(大) 8:30～17:30	40チーム	
7	5	24				県中学校選手権予選大会	バレーボール協会	総合体育館(大) 8:30～16:30	80	40
7	5	25				前期選手権	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
7	5	31				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会 (ソフトバレー)	総合体育館(大) 19:30～21:30	50	
7	6	1				春季中学校ヤングバレーボール大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～16:30	100	70
7	6	7				水俣市小学生バレーボール新人大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～16:30	150	100
7	6	7	～	6	8	九州障害者水泳大会	水泳協会	総合体育館温水プール 8:00～17:00	未定	
7	6	15				水俣市総合学年別卓球大会	卓球協会	総合体育館(大) 8:30～16:30	150人	100
7	6	21				令和7年度芦北水俣郡市中学校総合体育大会 (バレーボール)	芦北水俣郡市中学校体育連盟	総合体育館		
7	6	22				中体連	水俣市バスケットボール協会	総合体育館(大) 8:30～18:00	150	50
7	6	28				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会 (ソフトバレー)	総合体育館(大)19:30～21:30	50	
7	6	29				天皇・皇后杯バレーボール大会熊本県ラウンド	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 旧三中体育館 8:30～19:30	200	190
7	7	6				第39回熊本県ヤングバレーボール交流大会 (U-14)兼 第29回全国ヤングバレーボールクラブ大会熊本県 予選	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 旧三中体育館 8:30～19:30	300	290
7	7	10	～	9	11	県体選手及び協会強化練習(～県体まで)(毎週火・木曜日)	バドミントン協会	総合体育館(大) 19:30～21:30	30	
7	7	13				協会長杯卓球大会	卓球協会	総合体育館(大)8:30～17:30	150	100

年	月	日	～	月	日	事業名	加盟団体名	会場及び使用時間帯	参加者数(見込)	
										うち市外
7	7	18	～	7	20	熊日学童オリンピック	熊本県バスケットボール協会	総合体育館(大)18日19:00～21:30 (前日準備)19日8:30～21:30 20日8:30～18:00	700	650
7	7	20				夏季大会	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
7	7	26				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会 (ソフトバレー)	総合体育館(大) 19:30～21:30	50	
7	8	24				第1回熊本ママさんバレー大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～18:30	300	
7	8	30				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会(ソフトバレー)	総合体育館(大) 19:30～21:30	50	
7	8	31				第30回協園杯小中学校大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～16:30	200	
7	9	6				秋季中学校ヤングバレーボール大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～16:30	80	
7	9	7				秋季大会	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
7	9	26	～	9	28	U12県リーグ	熊本県バスケットボール協会	総合体育館(大) 26日19:00～21:30 27日 8:30～21:30 28日 8:30～18:00	700	650
7	9	27				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会 (ソフトバレー)	総合体育館(小)19:30～21:30	50	
7	9	28				第20回水俣市民室内ベタンク大会 (兼水俣市スポーツ推進委員地区別研修会)	水俣市スポーツ推進委員協議会	総合体育館 小アリーナ 8:30～13:30	100	
7	10	4	～	10	5	U12JNC杯	水俣市バスケットボール協会	総合体育館 4日8:30～21:30 5日8:30～18:00	500	400
7	10	11	～	10	12	中学生秋季大会・交流大会	水俣市バスケットボール協会	総合体育館(大) 11日8:30～21:30 12日8:30～17:30	300	100
7	10	12	～	10	12	会長杯	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
7	10	15	～	10	16	フットサル秋季大会	サッカー協会	総合体育館(小) 19:30～21:30	60	
7	10	18				秋季小学校大会兼県小学生大会地区予選 水俣葦北郡市中学校新人大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 8:30～17:30	150	
7	10	18	～	10	19	スポーツフェスタ2025	水俣市	総合体育館(大・小)会議室ABC 18日 準備 18:30～ 19日 8:30～	1,000	
7	10	21	～	10	23	フットサル秋季大会	サッカー協会	総合体育館(小) 19:30～21:30	60	
7	10	25				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会 (ソフトバレー)	総合体育館(小)19:30～21:30	50	
7	10	25	～	10	26	熊本県少林寺拳法スポーツ少年団交流大会	少林寺拳法	総合体育館(大) 前日準備 13:00～ 大会当日 8:30～17:00まで 駐車場 浜G	250	
7	11	2	～	11	2	県SC協会記録会	水泳協会	総合体育館温水プール 小アリーナ ABC会議室 浜グラウンド 8:00～17:00	290	
7	11	2				秋の総合選手権	バレーボール協会 (ソフトバレー)	総合体育館(大) 8:30～13:30	60	
7	11	9				水俣市ラージボール卓球大会	卓球協会	総合体育館(大) 8:30～17:30	100	80

年	月	日	～	月	日	事業名	加盟団体名	会場及び使用時間帯	参加者数(見込)	
										うち市外
7	11	15				第52回水俣市民バドミントン大会(小学生)	バドミントン協会	総合体育館(小) 9:00～16:00	20	
7	11	22				U12県大会	熊本県バスケットボール協会	総合体育館(大) 8:30～18:30	400	300
7	11	23				第52回水俣市民バドミントン大会(一般・高校)	バドミントン協会	総合体育館(小) 9:00～16:00	100	
7	11	30				後期選手権	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
7	11		～	11		スイミングコンペ2025	水泳協会	総合体育館温水プール 8:00～17:00	230	
7	12	7				第12回ニュースポーツ交流大会(モルック大会)	水俣市スポーツ推進委員協議会	総合体育館(大) 8:30～13:30	100	
7	12	7				第52回水俣市民バドミントン大会(中学生)	バドミントン協会	総合体育館(小) 9:00～16:00	50	
7	12	13				水俣市市長杯少年少女空手道大会 準備	水俣市空手道連盟	総合体育館 17:00～21:30		
7	12	14				水俣市市長杯少年少女空手道大会	水俣市空手道連盟	総合体育館 8:00～17:00	700	
7	12	20	～	12	21	第25回扇スポーツ杯バレーボール大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 旧三中体育館 8:30～18:30	240	
8	1	11				第47回水俣新春バドミントン大会	バドミントン協会	総合体育館(小) 9:00～16:00	100	
8	1	18				新春大会	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
8	1	18				水俣市総合卓球大会	卓球協会	総合体育館(大) 8:30～17:30	150	100
8	1	31				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会(ソフトバレー)	総合体育館(小) 19:30～21:30	50	
8	2	8				第28回水俣シニアバドミントン大会	バドミントン協会	総合体育館(小) 9:00～16:00	100	
8	2	11				第16回JNC杯小中学生バレーボール大会	バレーボール協会	総合体育館(大・小) 旧三中体育館 8:30～18:30	150	
8	2	12	～	2	13	フットサル冬期大会	サッカー協会	総合体育館(小) 19:30～21:30	60	
8	2	15				第3回水俣市インドアソフトテニス大会	ソフトテニス協会	総合体育館(大) 8:30～18:00	50	30
8	2	15				スマイルビーチ大会	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
8	2	17	～	2	19	フットサル冬期大会	サッカー協会	総合体育館(小) 19:30～21:30	60	
8	2	28				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会(ソフトバレー)	総合体育館(小) 19:30～21:30	50	
8	3	15	～	3	15	春季大会	ビーチボールバレー協会	総合体育館(小)	75	
8	3	20				郡市中学校選手権	バレーボール協会	総合体育館(大) 8:30～16:30	50	
8	3	22				エンジョイ卓球大会	卓球協会	総合体育館(大) 8:30～17:30	120	80

年	月	日	～	月	日	事業名	加盟団体名	会場及び使用時間帯	参加者数(見込)	
										うち市外
8	3	25				都道府県対抗 全日本中学生男子大会 (監督会議及び開会式)	ソフトボール協会	総合体育館 会議室A,B,C 13:00～15:00 総合体育館(小) 15:00～18:00	100	
8	3	28				月例杯(ランク決定戦)	バレーボール協会(ソフトバレー)	総合体育館(小) 19:30～21:30	50	

別添 1 _ (2)

導入対象施設

1 施設名称	水俣市文化会館
2 所在地	水俣市牧ノ内 8 番地の 1
3 施設の設置 目的、役割等	市民の教養を高め、文化の向上を図り、あわせて福祉の増進するため
4 施設の沿革	(1) 竣工時期 昭和 5 3 (1978) 年 1 月 (2) 構造等 鉄骨鉄筋コンクリート、地下 1 階、地上 3 階 (3) 敷地面積 6,740 ㎡ (4) 延床面積 3,715 ㎡
5 施設内容、 規模等	・ホール舞台、客席、楽屋 (4)、リハーサル室、オーケストラピット ・ホワイエ、親子ルーム、事務室、駐車場 ※写真等については「参考資料 1」のとおり
6 使用料	別添「参考資料 2」のとおり
7 現在の管理 体制	指定管理 (公益財団法人水俣市振興公社)
8 年間利用者 数	令和 5 (2023) 年実績 13,780 人/年 ※主な利用状況は「参考資料 3」のとおり
9 開館時間等	(1) 休館日 毎週月曜日、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで、ただし、月曜日が祝日・振替休日の場合は、火曜日となります。必要に応じて臨時休館することがあります。 (2) 開館時間 午前 9 時から午後 1 0 時まで
10 法令等の規定	・水俣市文化会館条例 ・水俣市文化会館条例施行規則
11 施設 H P	sinkou-m.sakura.ne.jp/bunka_kaikan.html https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0034151/index.html
12 問合せ先	課・係名 : 水俣市教育委員会教育課生涯学習室 担当者氏名 : 山内 一也 電話番号 : 0966-61-1639 メールアドレス : syogai@city.minamata.lg.jp
13 備考	現在稼働している県南部 (宇土市以南) の公共ホールの中では、最大の収容人数となっています。会館で行われる自主文化事業には、市外からも多くの来場者があります。

希望契約金額 (円/年)	2, 0 0 0, 0 0 0 円/年 以上
-----------------	------------------------

参考資料 1

施設設備等概要

	施設外観
	ホール舞台（間口18m、高さ8m、奥行13m）
	舞台利用（オーケストラ）
	舞台利用（クラシックバレエ）
	舞台利用（市民文化祭）

施設設備等概要

※主な設備（施設外観、ホール舞台、客席、楽屋 1、楽屋 2）の写真を添付してください。	※写真の説明
	客席（902席～938席（身障者車椅子席を含む））
	客席（公演開演前）
	客席（前列席は取り外して移動させ、舞台下スペースを別用途で利用することが可能）
	楽屋 1（洋式）
	楽屋 2（洋式）

施設設備等概要

※主な設備（楽屋 3、楽屋 4、リハーサル室、親子ルーム、駐車場）の写真を添付してください。	※写真の説明
	楽屋 3（洋式）
	楽屋 4（和式）
	リハーサル室
	親子ルーム
	駐車場（113台） （土・日・祝日の）催事の場合 市役所 駐車場を使用することができます。

参考資料 2

令和 7 年 6 月 3 0 日までの許可に係る使用料

(1) 施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

使用時間			午 前 9 時 ～ 正 午	正 午 ～ 午 後 1 時	午 後 1 時 ～ 午 後 5 時	午 後 5 時 ～ 午 後 6 時	午 後 6 時 ～ 午 後 10 時	冷 暖 房 使 用 料 1 時 間 につ き	
区分			円	円	円	円	円	円	
ホール	入 場 料 を 徴 収 し ない 場 合	平日	11,450	※2,290	14,720	※2,940	17,990	冷 房 5,450	
		土曜日 日曜日 休日	13,910	※2,780	17,990	※3,590	22,090		暖 房 4,090
	入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	平日	22,910	※4,580	29,450	※5,880	39,270		
		土曜日 日曜日 休日	27,820	※5,560	39,270	※7,840	49,090		
	本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。								

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前 8 時～午前 9 時	午前 9 時から正午までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
	午後 10 時～午後 11 時	午後 6 時から午後 10 時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)	
舞台面のみ		アの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	
リハーサル室	午前 9 時～午後 5 時	1 時間につき	260 円
		冷暖房使用料 1 時間につき	360 円
	午後 5 時～午後 10 時	1 時間につき	310 円
		冷暖房使用料 1 時間につき	410 円
時間外の使用は、やむを得ない場合で、1 時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの			

使用者がいない場合に限り、1時間未満の使用は1時間とみなす。

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額
舞台音響器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の使用料を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。）並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

別表 1—2 令和 7 年 7 月 1 日以降の許可に係る使用料

(1) 施設使用料

ア 会館の全体を使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

使用時間			午前 9 時～正午	正午～午後 1 時	午後 1 時～午後 5 時	午後 5 時～午後 6 時	午後 6 時～午後 10 時	冷暖房使用料 1 時間につき
区分								
ホール	入場料を徴収しない場合	平日	円 12,600	円 ※2,600	円 16,200	円 ※3,300	円 19,800	円 冷房 6,000
		土曜日 日曜日 休日	15,400	※3,100	19,800	※4,000	24,300	円 暖房 4,500
	入場料を徴収する場合	平日	25,300	※5,100	32,400	※6,500	43,200	
		土曜日 日曜日 休日	30,700	※6,200	43,200	※8,700	54,000	

本表中※部分の使用時間を含む前後の使用時間を連続して使用しようとする場合は、当該連続する使用時間の使用料から※部分の使用料を控除する。ただし、※部分の使用時間のみの使用は、許可しない。

イ 時間外の使用、舞台面又はリハーサル室のみを使用する場合の使用料は、次のとおりとする。

時間外	午前 8 時～午前 9 時	午前 9 時から正午までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
	午後 10 時～午後 11 時	午後 6 時から午後 10 時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）	
舞台面のみ		アの使用料の額に 100 分の 20 を乗じて得た額（その金額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。	
リハーサル室	午前 9 時～午後 5 時	1 時間につき	300 円
		冷暖房使用料 1 時間につき	400 円
	午後 5 時～午後 10 時	1 時間につき	400 円
		冷暖房使用料 1 時間につき	500 円

時間外の使用は、やむを得ない場合で、1 時間に限る。リハーサル室の使用は、他のホールの使用者がいない場合に限り、1 時間未満の使用は 1 時間とみなす。

(2) 設備等使用料

設備等の名称	単位	使用料
舞台大小道具	1回1点につき	10,000円以内で市長が定める額
舞台照明器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額
舞台音響器具	1回1点につき	5,000円以内で市長が定める額

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 休館日の使用については、土曜日、日曜日、休日の使用料を適用する。
- 3 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 4 使用者が入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、その他これに準ずる場合をいう。）並びに営業の宣伝その他これに類する目的を持って無料で入場させるときは、入場料を徴収したものとみなして使用料を徴収する。
- 5 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

令和7年6月30日までの許可に係る使用料

(1) 舞台大小道具使用料

名称	単位	1回使用料（円）	摘要
所作台	1式	6,830	21枚組
所作台	1枚	350	
平台	1枚	210	
開き足	1台	80	
演台3点セット	1式	960	演台のみ680円
指揮者台	1台	210	譜面台込み
譜面台	1台	140	
松羽目	1式	1,370	
金屏風	1双	2,060	
とりのこ屏風	1双	2,060	
音響反射板	1式	6,830	
上敷ござ	1枚	210	
緋毛せん	1枚	280	
地がすり	1枚	410	
長座布団	1枚	140	
紗幕	1枚	1,370	
スクリーン	1張	1,020	

※1回使用料は4時間以内とする。

(2) ピアノ等楽器

エレクトーン	1台	1,370	
ピアノ	1台	4,100	
ピアノ（リハーサル室備付）	1時間	110	

※1回使用料は4時間以内とする。（ただし、リハーサル室備付ピアノは除く。）

(3) 舞台照明器具使用料

名称	単位	1回使用料（円）	摘要
ボーダーライト	1回路	350	ゼラチンペーパー別

天反ライト	1 式	2, 730	〃
ホリゾンライト	1 回路	350	〃
フットライト	1 回路	350	〃
花道フットライト	1 列	700	〃
センターピンスポットライト	1 台	1, 370	〃
ランプピンスポットライト	1 台	700	〃
スポットライト (1 k w)	1 台	280	
スポットライト (500W)	1 台	210	
エフェクトマシン	1 台	700	
トーメンタルタワー	1 台	700	
持込み器具	1 K W に つき	280	
テレビ装置持込み		1, 370	
映写機 16 mm、35 mm	1 k w / Hにつき	280	持込み使用
スライドプロゼクター		700	
オーバーヘッド	1 台	700	
ドライアイスマシン	1 台	2, 730	
ミラーボール	1 台	1, 370	
準備スポット	1 K W に つき	280	
モニターテレビ	1 式	1, 370	

※ 1 回使用料は 4 時間以内とする。

(4) 舞台音響器具使用料

名称	単位	1 回使用料 (円)	摘要
拡声装置	1 式	2, 730	ダイナミック 1 本
レコードプレーヤー	1 台	700	
テープレコーダー	1 台	700	テープ別
カセットテープレコーダー	1 台	700	

残響附加装置	1 台	700	
追加スピーカー・ミキサー	1 台	700	
三点吊マイクロホン	1 式	700	マイク別
エレベーターマイクロホン	1 式	700	マイク別
コンデンサーマイク	1 本	700	ソニー C—38B
ダイナミックマイク	1 本	280	
各マイクスタンド	1 台	140	スタンドのみ
ワイヤレスマイク (ハンド)	1 式	1,640	電池込み
ワイヤレスマイク (タイピン)	1 式	830	〃
マイク	1 本	140	アイワ DM520

※1 回使用料は 4 時間以内とする。

別表 2—2 令和 7 年 7 月 1 日以降の許可に係る使用料

(1) 舞台大道具使用料

名称	単位	1 回使用料 (円)	摘要
所作台	1 式	7,500	21 枚組
所作台	1 枚	400	
平台	1 枚	250	
開き足	1 台	100	
演台 3 点セット	1 式	1,100	演台のみ 750 円
指揮者台	1 台	250	譜面台込み
譜面台	1 台	150	
松羽目	1 式	1,500	
金屏風	1 双	2,300	
とりのこ屏風	1 双	2,300	
音響反射板	1 式	7,500	
上敷ござ	1 枚	250	
緋毛せん	1 枚	300	
地がすり	1 枚	500	
長座布団	1 枚	150	
紗幕	1 枚	1,500	
スクリーン	1 張	1,100	

※ 1 回使用料は 4 時間以内とする。

(2) ピアノ等楽器使用料

ピアノ (F C)	1 台	4,500	
ピアノ (C 7)	1 台	2,500	
ピアノ (リハーサル室備付)	1 時間	150	

※ 1 回使用料は 4 時間以内とする。

(3) 舞台照明器具使用料

名称	単位	1 回使用料 (円)	摘要
ボーダーライト	1 回路	400	
天反ライト	1 式	3, 000	
ホリゾンライト	1 回路	400	
花道フットライト (2 回路)	1 回路	400	
センターピンスポットライト	1 台	1, 500	
ランプピンスポットライト	1 台	800	
スポットライト (1 k w)	1 台	300	
スポットライト (500W)	1 台	250	
エフェクトマシン	1 台	800	
トーマンタルタワー	1 台	800	
持込み器具	1 K W に つき	300	
テレビ装置持込み		1, 500	
映写機 (持込み)	1 k w / H につき	300	
ミラーボール	1 台	1, 500	
モニターテレビ	1 式	1, 500	

※ 1 回使用料は 4 時間以内とする。

(4) 舞台音響器具使用料

名称	単位	1 回使用料 (円)	摘要
拡声装置	1 式	3, 000	ダイナミック 1 本
C D プレーヤー	1 台	800	
M D プレーヤー	1 台	800	
カセットプレーヤー	1 台	800	
追加スピーカー	1 台	800	
三点吊マイク	1 式	1, 600	
コンデンサーマイク	1 本	800	ソニー C—38 B
ダイナミックマイク	1 本	400	

各マイクスタンド	1 台	200	スタンドのみ
ワイヤレスマイク（ハンド）	1 本	600	
ワイヤレスマイク（タイピン）	1 本	600	

※1 回使用料は4 時間以内とする。

年間利用状況

1 令和6年（2024年）度実績（主な利用状況）

※練習やリハーサルでの利用を除きます。

・主な行事			
4月26日	水俣芦北防衛協会音楽コンサート	入場者数	713人
5月26日	水俣青年会議所九州地区熊本ブロック大会	入場者数	160人
9月22日	クラシックバレエ発表会	入場者数	250人
10月 4日	安全運転管理者講習会	入場者数	130人
10月11日	和楽器演奏集団「独楽」公演	入場者数	558人
10月13日	ミュージックファミリーコンサート	入場者数	150人
10月20日	日舞発表会	入場者数	531人
10月26日	ダンス発表会	入場者数	731人
11月 6日	水俣市立第一中学校文化祭	入場者数	466人
11月 9日	水俣市文化祭「合唱祭」	入場者数	250人
11月13日	水俣市小中学校音楽会	入場者数	1, 877人
11月17日	水俣市文化祭「芸能のつどい」	入場者数	427人
12月 1日	水俣演奏家協会定期演奏会	入場者数	530人
12月 8日	キーウ・クラシック・バレエ	入場者数	755人
12月15日	水俣ふたば幼稚園おゆうぎ会	入場者数	250人
12月20日	小学校芸術劇場	入場者数	1, 109人
1月12日	令和7年二十歳のつどい	入場者数	764人
2月 1日	白梅清香保育園おゆうぎ会	入場者数	447人
2月 8日	超絶☆中国雑技団&京劇	入場者数	820人
3月23日	合唱団みなまた定期演奏会	入場者数	500人
3月30日	ゴールデンサウンズ定期演奏会	入場者数	500人

2 令和7年（2025年）度利用計画（主なもの）

・主な行事予定

4月26日	前川清ファミリーコンサート	入場者数	500人
5月30日	佐世保海上自衛隊コンサート	入場者数	600人
8月24日	観光戦略課講演会	入場者数	200人
9月7日	声優朗読劇「フォアレーゼン」	入場者数	800人
9月19日	安全運転管理者講習会	入場者数	200人
9月26日	熊本県社会教育研究大会・公民館大会	入場者数	450人
11月2日	水俣演奏家協会定期演奏会	入場者数	500人
11月5日	水俣市立第一中学校	入場者数	450人
11月8日	水俣市文化祭「合唱祭」	入場者数	500人
11月12日	水俣市小中学校音楽会	入場者数	1,800人
11月16日	水俣市文化祭「芸能のつどい」	入場者数	500人
12月13日	ジブリのメロディコンサート	入場者数	1,000人
1月11日	令和8年二十歳のつどい	入場者数	750人
1月17日	重要無形文化財「組踊」特別鑑賞会	入場者数	800人
2月22日	DRUMTAO公演	入場者数	800人

別添 2

水俣市ネーミングライツパートナー募集要項に関する質問書

年 月 日

〇〇〇課 宛

〇〇〇（施設名）ネーミングライツパートナー募集要項について、質問事項がありますので提出します。

No	該当箇所		質問
	頁	項目	
1			
2			
3			
4			
5			

※質問内容は、具体的かつ簡潔に御記入ください。また、欄が不足する場合は、適宜増やしてください。

会社等名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話	
E-Mail	